

歩歩路展示コーナー 【ご利用の案内】

歩歩路展示コーナーは、地域で活動する個人・団体の表現活動の場としてお使いいただくためのスペースです。是非ともお気軽にご利用下さいませ。

【歩歩路展示コーナー概要】

- ① 所在地 〒427-0022 島田市本通三丁目6番の1
島田市地域交流センター歩歩路内
- ② 展示スペース
多目的ホール壁面 展示可能数 52
第4～6会議室壁面 展示可能数 27
市民交流スペース壁面 展示可能数 13
(展示用ワイヤーは102個しかありません。ご了承ください。)
ショーケース 縦30cm横110cm×2段
- ③ ご利用時間 午前9時から午後10時まで
- ④ 休館日 年末年始のみ
- ⑤ ご利用料金 無料
- ⑥ ご利用期間 2週間

【ご利用方法】

お申し込み方法

- ① 受付窓口 島田市地域交流センター歩歩路事務室
TEL 0547-33-1550
FAX 0547-33-1565
- ② 受付期間 利用ご希望の半年前から受付いたします。
- ③ お申し込み方法 歩歩路事務室までお越しいただき、所定の申込用紙によりお申し込み下さい。尚、ご利用は先着順とさせていただきます。

※尚、多目的ホール内にも53箇所の展示場所がありますが、有料となります。

【次のような展示にはご利用できません】

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ③ 政治活動などを目的としたもの。
- ④ 展示品の即売など営業目的を主としたもの。
- ⑤ その他、地域交流センターの管理及び運営上支障があると指定管理者が判断したとき。
- ⑥ その他、その利用を不適當であると指定管理者が判断したとき。

【ご利用規定】

- ① ご利用期間には、搬入・搬出に要する期間を含みます。
- ② ご利用期間中、火災・地震・盗難などの災害・事故による、展示品の損失・破損につきましては、責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ③ 開館時間中の展示品の監視・保全につきましては、受付係員などを配置するなど、ご利用者の責任でお願いいたします。
- ④ 歩歩路内の設備、および備品等を破損・汚損・紛失した場合には、その補充・修復にかかる一切の費用をご負担いただく場合があります。
- ⑤ ギャラリーは、許可された利用目的以外ではご使用になれません。また、ご利用の権利を譲渡し、又は転貸してはなりません。
- ⑥ 特殊な物品の搬入や設置などを必要とする場合は、あらかじめ事務室の許可を得て下さい。
- ⑦ 釘打ち、鋸打ちは一切お断りいたします。建物・設備その他備品類を汚したり破損したりしないで下さい。
- ⑧ 喫煙及び火器のご使用、危険物のお持ち込み等は、固くお断りいたします。
- ⑨ 展示を終了されたときは、そのご利用にかかわる備品などを忘れずに所定の位置に戻し、事務員の確認を受けて下さい。

以上

島田市地域交流センター歩歩路 指定管理者
株式会社まちづくり島田